

特別障害者手当・障害児福祉手当のご申請にあたって

マイナンバー制度開始に伴う 個人番号の記載、本人確認にご協力ください

平成28年1月以降の特別障害者手当・障害児福祉手当の申請におきまして、請求者、配偶者及び扶養義務者のマイナンバーを記載する必要があります。

またそのとき、請求者の本人確認も併せて行うこととなります。なりすましその他不正利用を防止し、個人情報を保護するためにご協力をお願いします。

本人確認（ご本人が申請される場合）

本人の番号確認と身元確認が必要となります。

①番号確認

マイナンバーカード（個人番号カード）または通知カード。



②身元確認

通知カードご提示の場合、次のいずれかの書類のご提示も必要となります。

(写真あり) 1種類	運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書
(写真なし) 2種類	国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書、障害福祉サービス受給者証等

例えば、1種類の場合、「通知カード+運転免許証」の提示で確認が可能です。

本人確認ができなかった場合、他都市から情報照会があっても申請情報に関する提供ができないことがあります。

裏面↑

代理人がご申請される場合

代理確認 (代理人が申請される場合)

番号確認、代理権確認及び代理人の身元確認が必要になります。

① 番号確認

ご本人（請求者）のマイナンバーカード（個人番号カード）の写し、通知カードの写し。

② 代理権確認

次のいずれかの書類のご提示が必要となります。

- 1 委任状（法人の場合、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地が記載されていること。）
- 2 委任者と代理人との関係が確認できる書類

③ 代理人の身元確認

次のいずれかの書類のご提示が必要となります。

(写真あり) 1種類	マイナンバーカード（個人番号カード）、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード又は特別永住者証明書
(写真なし) 2種類	国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書、障害福祉サービス受給者証等

※代理人が法人の場合、上記に代わり「登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）」のご提示が必要となります。

配偶者及び扶養義務者のマイナンバーの記載について

上記の確認は、請求者ご本人の本人確認、代理確認のために行います。請求者の配偶者及び扶養義務者のマイナンバーは、請求者ご本人が該当者の本人確認、個人番号の真正性の確認をした上で、申請書に記載していただくものになりますので、確認のうえ、ご来庁ください。

不正な勧誘などに御注意ください

マイナンバーの通知や利用などの手続で、口座番号などを電話などで聞くことはありません。不審な電話やメールはすぐに切る又は無視することとし、内閣府のマイナンバー専用のコールセンターなどに連絡・相談いただくか、内容によっては、すぐに警察の相談専用窓口や特定個人情報保護委員会の苦情あっせん相談窓口などを御利用ください。

各種相談窓口

マイナンバー総合フリーダイヤル	0120-95-0178(無料)	平日 9:30~20:00 土日祝日 9:30~17:30(除年末年始)
(詐欺など被害に遭われたら) 警察 相談専用電話 #9110 又は最寄りの警察署まで		平日 8:30~17:15 (一部各都道府県警察本部で異なります)
(マイナンバーが含まれる個人情報(特定個人情報)の取扱いに関する苦情) 特定個人情報保護委員会 苦情あっせん相談窓口	03-6457-9585	平日 9:30~17:30